

国民健康保険制度に関するお知らせ

国民健康保険納付書および決定通知書（納付書）の送付について

7月中旬に、納税義務者である世帯主の方へ、令和8年度国民健康保険納付通知書および決定通知書を送付します。昨年度まで特別徴収（年金から天引き）で納付していた方も、世帯構成の変更や所得の関係で、普通徴収（納付書または口座振替）に変更される場合があります。

徴収方法は通知書に記載されていますので、納め忘れないようご注意ください。

▼所得申告について

国保税は前年1月から12月の所得により算定しています。所得申告をしていないと、国保税の正確な算定や軽減などの判定ができません。所得のない方も必ず申告をお願いします。

▼口座振替について

町では、納め忘れがなく、納付の手間も省ける便利な口座振替を推奨しています。口座振替による納付を希望する方は、役場保険年金課または対象の金融機関窓口（設置の口座振替依頼書にご記入のうえ、各金融機関に申し込みください）。

- ・常陽銀行
- ・水郷つくば農協
- ・みずほ銀行
- ・三井住友銀行
- ・水戸信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの更新について

▼「資格確認書」について

マイナ保険証をお持ちでない方に、従来の保険証に代わるものとして発行しています。

▼「資格情報のお知らせ」について

マイナ保険証をお持ちの方に発行しています。マイナ保険証に対応していない医療機関などでは、マイナ保険証と併せてご提示ください。

・8月1日は、「資格確認書、資格情報のお知らせ（以下、資格確認書など）」の切り替え日です。有効期限が令和9年7月31日の新しい資格確認書などは、7月中旬に各世帯主宛に郵送します。お手元に届きましたら、記載内容に誤りがないか確認いただき、8月1日以降、医療機関などを受診する際にご提示ください。

なお、8月1日を過ぎても新しい資格確認書などが届かない場合は、役場保険年金課にお問い合わせください。

Q 古い資格確認証、資格情報のお知らせはどうすればいい？

A 有効期限が過ぎた資格確認書、資格情報のお知らせは、役場保険年金課に返却いただくか、ご自身で裁断放棄をお願いします。

Q 有効期限が令和9年7月31日ではないが？

A 有効期限は、年齢などにより変わる場合があります。詳しくは資格確認書などに同封のチラシをご確認ください。

▶普通徴収の納付月と納期限について

納付月	7月	8月	9月	10月
納期	1期	2期	3期	4期
納期限	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)
納付月	11月	12月	1月	2月
納期	5期	6期	7期	8期
納期限	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)

※納期限は納付月の末日です。末日が休日の場合は翌営業日になります。（12月のみ25日(金)）

国民健康保険改正のお知らせ

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。国民健康保険財政の安定化を図り、将来的な被保険者の負担の急増を緩和するため、保険税の段階的な税率および税額の見直しを行います。

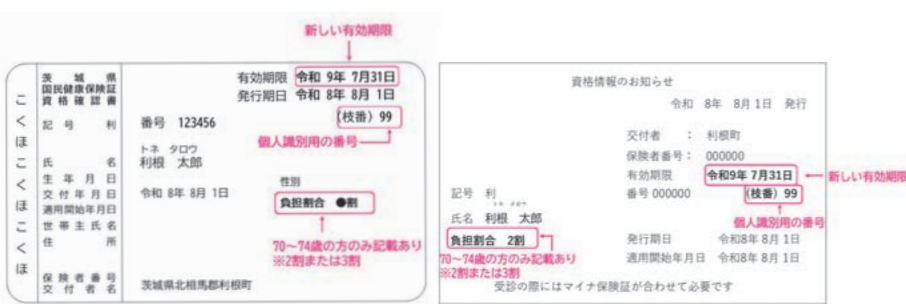
令和7年度においては、被保険者の皆さまの急激な負担増を考慮し、所得割率を抑えた激変緩和措置をとりました。加入者の皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険以外の健康保険に加入したら？

A 就職や扶養加入などで国民健康保険以外の健康保険に加入した場合は、役場保険年金課まで届出が必要となります。

70〜74歳の方の資格確認書などについて

資格確認書などには、医療機関での負担割合（3割または2割）が記載されています。負担割合は令和7年中の所得申告の情報により判定されています。



▼改正のポイント

- 「子ども・子育て支援金制度」の導入
令和8年度から始まる「子ども・子育て支援金制度」は、子育て世帯を社会全体で支えるため、すべての医療保険の加入者と企業から医療保険料に上乗せして集める新しい仕組みです。集められたお金は、児童手当などの子育て支援の財源に充てられます。国民健康保険税においても、これまでの「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」として負担していただくこととなります。
- 子育て世帯への配慮（均等割の軽減）
18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援金分の均等割額については、全額軽減（0円）措置が講じられます。これに伴う財源を確保するため、18歳以上の被保険者が一律に負担を分かち合う仕組みとして「18歳以上均等割」が設定されています。
- 課税限度額の改正
令和8年4月から、課税限度額が見直されました。
- ・医療給付費分 66万円↓67万円
- ・後期高齢者支援金分 26万円（据え置き）
- ・介護納付金分 17万円（据え置き）
- ・子ども・子育て支援金分 3万円

※詳細については、7月中旬に発送の納税通知書および決定通知書をご確認ください。

限度額適用認定証の更新について

▼限度額適用認定証とは
入院や日帰りの手術などで高額な医療費がかかるときに、医療機関などの窓口で「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を提示すると、月ごとの支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

- ・高額な医療費がかかりそうなおときは、事前に役場保険年金課へご申請ください。
- ・自己負担限度額は、年齢や所得区分によって異なります。
- ・「限度額適用認定証」などを利用できるのは、同じ人が、同じ月に、同じ病院で、入院・外来ごとにかかった費用が自己負担限度額を超える場合のみです。
- ・食事代、差額ベッド代などは対象外です。

▼マイナ保険証なら限度額適用認定証が不要に

マイナ保険証を利用すれば、限度額適用認定証などが不要になるので、役場での事前申請手続きや、高額な医療費を一時的に自己負担する必要はありません。マイナ保険証をぜひご活用ください。

▼限度額適用認定証の更新について

現在お持ちの「限度額適用認定証」などの有効期限は7月31日(金)までです。8月1日以降も必要な方や、新たに交付を希望する方は、役場保険年金課へご申請ください。

区分		改正前 (令和7年度)	改正後 (令和8年度)	比較
医療給付費分	所得割	6.00%	7.50%	+1.50%
	均等割	39,900円	39,900円	—
後期高齢者支援金分	所得割	3.00%	3.30%	+0.30%
	均等割	16,800円	16,800円	—
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)	所得割	2.00%	2.00%	—
	均等割	20,800円	20,800円	—
子ども・子育て支援金分 (新設)	所得割	—	0.40%	+0.40%
	均等割	—	1,700円	+1,700円
	18歳以上均等割	—	50円	+50円
合計	所得割	11.00%	13.20%	+2.20%
	均等割	77,500円	79,200円	+1,700円
	18歳以上均等割	—	50円	+50円

※国保税に未納がある場合、認定証は交付できません。

※国保加入者の中に、令和7年分の所得の未申告者がいる場合は、負担区分を正しく判定できないことから、申告をしていただく必要がありますので、ご確認をお願いします。

▼申請が必要な方（マイナ保険証をお持ちでない方）

- ・70歳未満の方
所得の区分に関係なく、更新・交付対象です。
- ・70歳〜74歳の方
(A)資格確認書の負担割合が3割の方で、住民税課税所得が145万円〜690万円未満の方
- ・(B)住民税非課税世帯の方
※右記に該当しない方は、医療機関の窓口にて資格確認書を提示することで所得の区分が確認できるため、認定証の交付を受ける必要はありません。

▼申請に必要なもの

- ・申請する方の国民健康保険資格確認書（令和8年7月に届く新しいもの）
 - ・世帯主および対象者のマイナンバーが確認できるもの
 - ・本人確認書類（運転免許証など）
- ※別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

